

副本

平成31年(ネ)第307号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

証拠申出書に対する意見書

令和元年11月20日

福岡高等裁判所第1民事部口係 御中

被控訴人指定代理人

九谷福弥 高橋秀樹 花田久美子 篠田智志 代三木仁史 代竹下力哉 代

被控訴人は、控訴人らの2019年（令和元年）9月25日付け証拠申出書（以下「証拠申出書」という。）における証人尋問の申出について、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、本意見書において新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 被控訴人の意見

1 下村博文氏の尋問について

下村博文氏（証拠申出書第1の1。以下、従前の例により「下村大臣」という。）の証人尋問は、必要性がなく、また、不相当であるから、同尋問に係る申出は、却下されるべきである。

2 前川喜平氏及び尹慶龍氏の尋問について

前川喜平氏（証拠申出書第1の2。以下、従前の例により「前川氏」という。）及び尹慶龍氏（証拠申出書第1の3。以下「尹氏」という。）の証人尋問は、必要性がないから、同尋問に係る申出は、いずれも却下されるべきである。

第2 理由

1 はじめに

控訴人らは、本件訴訟の控訴審において、下村大臣、前川氏及び尹氏の人証申出をしている。このうち、下村大臣及び前川氏については、原審においても原告らから人証申出がなされていたところ、平成30年5月10日の口頭弁論期日において、同人らに係る人証申出は却下された。

控訴人らの述べる下村大臣及び前川氏の「証明すべき事実」及び「尋問の必要性」については、原審におけるものと相当程度重複するものであり、被控訴人の意見も、原審で述べたものの繰り返しとなるが、念のため、詳述する。

2 下村大臣について

(1) 下村大臣の証人尋問は、本件の争点との関係で必要性が認められないこと

ア 下村大臣の証人尋間に係る立証事項は、本件の争点とは無関係であること

控訴人らは、証拠申出書において、「証明すべき事実」（立証事項）を、「被控訴人による規則ハ号削除及び本件不指定処分は、政治外交上の理由によってなされたものであること」としている。また、「尋問の必要性」においても、「規則ハ号削除及び本件不指定処分の理由が、朝鮮総聯や朝鮮共和国との関係性を理由とする政治外交上のものであるか否かは、本件訴訟の最も重要な争点の一つである。」（証拠申出書第2の1(2)ウ・3ページ）としている。

しかしながら、以下に述べるとおり、かかる事実は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたことを理由としてなされた本件不指定処分との関係においても、本件省令改正（ハ規定削除）との関係においても、その適法性とは本来的に無関係であり、そもそも立証事項として不適格である。

イ 本件規程13条適合性判断との関係において、下村大臣の証人尋問の必要性がないこと

(ア) 本件において、控訴人らは、下村大臣が行った本件省令改正（ハ規定削除）及び本件不指定処分により損害を被ったとして、国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めてている。このうち、本件不指定処分に係る請求の当否は、第一義的には、本件不指定処分が違法であるか否かの問題にあるといえるところ、控訴答弁書第3の6（14ないし16ページ）で述べたとおり、本件不指定処分の主たる理由は、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の基準に適合すると認めるに至らなかつたこと（理由②）であつて、かかる文部科学大臣の判断が違法であれば、控訴人らの請求は理由がないこととなる。そうすると、本件不指定処分に係る控訴人らの請求の当否、すなわち本件不指定処分が違法であるか否かは、本件規

程13条の定める処分要件の適合性の有無の問題に帰着するといえる。

したがって、下村大臣の証人尋問の必要性の有無についても、上記処分要件の適合性との関係で判断されるべきものである。

(イ) この点、本件規程13条は、「…指定教育施設は、高等学校等就学支援金の授業料に係る債権への確実な弁済など法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない。」と規定しているところ、かかる要件の適合性ないし充足性については、就学支援金支給が受益的処分としての性格を有するものである以上、控訴人らにおいて主張立証すべきものであることは明らかである。そして、当該要件における「就学支援金の授業料に係る債権への確実な弁済」や「法令に基づく学校の運営を適正に行わなければならない」との事情は、その文言に照らしても、当該要件に該当する客観的事実の有無に基づき認定されるべき事柄であって、控訴人らがいう政治的外交的な配慮といった理由が当該要件に含まれることは明らかであり、判断権者の内心ないし主観を考慮しなければその適合性を判断することができないというような性質のものではない。これらの要件充足性は、本件申請に当たって各朝鮮高級学校から提出された資料、支援室からの照会に対する各朝鮮高級学校からの回答のほか、種々の資料から処分当時に認められた客観的事実関係によって事後的かつ客観的に判断されるべきものであり、その際、処分の適否が、判断過程における事情や、判断権者である文部科学大臣の内心に係る主観的事情により左右されるものでないことは明らかである。

(ウ) なお念のため、この点を更にふえんし、本件に即して述べると、客観的な事実関係に照らして、九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の要件に適合するとはいえない場合には、結局、指定外国人学校の指定の要件を充足しないのであるから、下村大臣の主観のいかんにかかわらず、不指定処分を行うよりほかなく、もとより、当該処分は適法といえる。一

方、仮に、客観的事実に照らして九州朝鮮中高級学校が本件規程13条の要件に適合すると認められる場合には、下村大臣の主觀いかんにかかわらず指定外国人学校の指定処分をすべきなのであって、それにもかかわらず、不指定処分がなされたのであれば、下村大臣の主觀を問題とするまでもなく、当該処分は違法となるのである。

したがって、結局のところ、本件の実質的な争点は、本件規程13条に適合すると認めるに至らないとの判断が客観的な事実関係に照らして妥当か否かという法的評価に尽きるのであって、その点に処分当時の下村大臣の主觀が介在する余地はなく、下村大臣の証人尋問は、争点とおよそ関係がないから、その必要性は全くない。

この点、原判決は、「本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつたことが本件不指定処分の理由であること自体については（中略）明らかであり、」「本件申請が本件規程13条に適合すると認めるに至らなかつた以上、文部科学大臣としてはいずれにせよ不指定処分をせざるを得ないのであるから、（中略）本件不指定処分が違法の評価を受けるものではない。」（原判決81及び82ページ）として、九州朝鮮中高級学校に本件規程13条適合性が認められない以上、不指定処分をせざるを得ないから、不指定処分に係る控訴人らの請求の当否の判断に当たって、下村大臣の主觀は無関係である旨判示している。

ウ 本件省令改正（ハ規定削除）が支給法の委任の趣旨を逸脱するか否かとの関係において、下村大臣の証人尋問の必要性がないこと

（ア）控訴人らは、本件省令改正（ハ規定削除）が政治外交上の理由によりなされたもので、本件省令改正自体が違法であるとして、国賠法1条1項に基づく損害賠償を求めるようである。本件省令改正によって控訴人らが主張する何らかの権利等が侵害されたとはいえないことから、かかる控訴人らの主張自体に理由がないことは控訴答弁書第4の2（18及

び19ページ)で述べたとおりであり、下村大臣の証人尋問の必要性を論じるまでもないことは明らかであるが、念のため、本件省令改正に係る控訴人らの請求の当否の判断との関係でも、下村大臣の証人尋問の必要性がないことを以下に述べる。

- (イ) 一般に、専門技術的事項は必ずしも国会の審議になじます、また、状況の変化に対応した柔軟性を確保する必要がある事項は法律で詳細に定めることが適当ではないため、こうした事項については法律の委任に基づいて行政機関が規定を定めること（委任命令）が認められている。委任命令によって国民の権利義務の内容を定めることも許容されるが、当該委任命令が委任をした法律（授權法）に抵触していれば違法であり、委任に際して行政機関に裁量が認められている場合でも当該裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用した場合には違法となる。そして、法律による委任の具体的な内容については、授權規定の文言のみならず、関係諸規定や授權法全体の解釈によって判断されるとするのが一般的である。委任命令が授權規定の委任の範囲内といえるか否かについての考慮要素は、①授權規定の文理、②授權規定が下位法令に委任した趣旨、③授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性、④委任命令によって制限される権利ないし利益の性質等が挙げられるとされている（岡田幸人・最高裁判所判例解説民事篇平成25年度19及び20ページ）。
- (ウ) このように、委任命令が法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断枠組みにおいて、所管大臣の主観的判断を殊更に取り上げることは、考慮要素として通常想定されていないといえる。

このことは、控訴答弁書第4の4(2)（20ないし23ページ）で挙げた各最高裁判決からも明らかなどおり、委任命令が授權法の委任の趣旨を逸脱するか否かの判断は、授權規定の文理、委任の趣旨、授權法の趣旨、目的及び仕組みとの整合性等によってされており、かかる判断に

当たって、所管大臣の主観的判断を問題にしたものは皆無である。すなわち、上記に挙げた授権規定の文理等に照らして、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱しないと判断される場合には、所管大臣の主観いかんにかかわらず、当該委任命令は授権法の委任の趣旨を逸脱しないものとして適法、有効であるし、反対に、授権規定の文理等に照らして、委任命令が授権法の委任の趣旨を逸脱していると判断される場合には、所管大臣の主観いかんを問題とするまでもなく、当該委任命令は授権法の委任の趣旨を逸脱するものとして違法、無効となるのである。

仮に、所管大臣の主観的事情を殊更取り上げて委任命令の適法性が左右されるなら、委任命令が、所管大臣の掲げる政策や政治的理念に合致していると違法となり、所管大臣が掲げる政策や政治的意図に反していると適法となるという、明らかに常識に外れた結論とならざるを得ないのである。このことからも、殊更に所管大臣の主観的事情を委任命令の適法性判断における考慮要素に位置づけることが誤りであることは明らかである。

(イ) したがって、本件省令改正（ハ規定削除）が、支給法の委任の趣旨を逸脱するか否かに関して、所管大臣である下村大臣の主観的事情は無関係であるから、この点についても、下村大臣の証人尋問の必要性はない。

（2）下村大臣の尋問は不相当であること

下村大臣は、被控訴人側の人物、すなわち、控訴人らからすれば、いわゆる敵性証人に当たるところ、控訴人らがそのような人物をあえて証人として申請したことや、控訴人らが、あえて、「証明すべき事実」として、「被控訴人による規則ハ号削除及び本件不指定処分は、政治外交上の理由によってなされたものであること」を挙げていることからすれば、控訴人らが、下村大臣の証人尋問において、自らの意見を押し付けたり、意見を求めたり、議論をしようとしたりするなど、尋問の本来の目的から逸脱した行為をするこ

とも十分に考えられる。

したがって、同大臣の証人尋問は不相当といわざるを得ない。

(3) 結論

以上のとおりであるから、下村大臣の証人尋問は必要性及び相当性がなく、却下されるべきである。

なお、大阪地方裁判所及び名古屋地方裁判所に係属していた同種訴訟においても、同事件の原告らは、本件の控訴人らと同様に、下村大臣の証人申請をしたが、両事件の受訴裁判所は、いずれも当該証人申請を却下していることを付言する。

3 前川氏について

(1) 前川氏の証人尋問は、本件の争点との関係で必要性が認められないこと

ア 前記2(1)イ(イ)（4ページ以下）で述べたとおり、本件規程13条適合性は、本件申請に当たって各朝鮮高級学校から提出された資料や、種々の資料から認められた客観的事実関係によって事後的かつ客観的に判断されるべきものである。

また、これも前記2(1)ウ(ウ)（6ページ以下）で述べたとおり、本件省令改正（ハ規定削除）が授權法である支給法の委任の趣旨を逸脱するか否かは、授權規定の文理、委任の趣旨、授權法の趣旨、目的等に照らして判断されるべきものである。

この点、証拠申出書によれば、前川氏の証人尋問によって控訴人らが証明しようとする事実（立証事項）は、「証人が無償化法制定時、初等中等教育局の担当審議官として、実質的責任者にあったこと」、「無償化法制定時、朝鮮学校を対象として指定することは、文部科学省内では当然と考えられていたこと」、「証人が検討会議の委員の人選に関与したこと及び朝鮮学校を対象とすることに積極的に反対している委員がいなかったこと」、「検討会議の中で教育基本法の条項への抵触が問題となつたことが

無いこと」、「審査会において朝鮮学校に対する『留意事項』案が議論されているところ、九州朝鮮高校を含む全国の朝鮮高校が本件規程13条に適合しており、就学支援金の支給対象として指定することが前提となっていたこと等」であるが、このような事実は、いずれも本件規程13条適合性や本件省令改正（ハ規定削除）が支給法の委任の趣旨を逸脱するか否かとは無関係な事実であるから、そもそも立証事項として不適格である。

また、前川陳述書（甲A第166号証）をみても、そこで述べられているような、支給法の立法過程や検討会議の状況（前川陳述書第2ないし第5）、審査会の状況（同第6）等についての事実関係は、そもそも处分要件適合性や本件省令改正（ハ規定削除）が支給法の委任の趣旨を逸脱するか否かという争点との間に関連性を認めることはできない。

したがって、前川氏の証人尋問は、それのみをもって証人尋問の必要性がないことが明らかである。

イ この点をおくとしても、そもそも、これらの事実関係は、支給法案の国会審議の状況（甲第9号証、乙第4号証の1ないし6）、検討会議の議事録（乙第5号証の1ないし3）、審査会議事録（乙第6号証の1ないし4、乙第7号証ないし第23号証、甲第20号証の6の1ないし7の7）等の客観的証拠によって立証されるべきものであるし、現に立証されているものである。これに対し、前川氏の陳述書の内容は、その一部を取り出してみても、「朝鮮高校を含む外国人学校が支給対象となることが既に想定されていました。」（前川陳述書1ページ）、「朝鮮高校が指定の対象になるということは、制定段階においても関係者の共通認識でした。」（同2ページ）、「朝鮮高校が朝鮮総聯や北朝鮮と一定のつながりがあることは、その設立経緯から明らかであって、当然立法サイドも認識していましたが、それは民族教育を行う以上当然であること、あるいは私立学校の建学理念や運営主体が多様であることの範疇にとどまるということが、当然の前提

として共有されていました。」（同4ページ）、「例示というのは通常、典型例として想定されるケースを掲げるのですが、仮に教育基本法の問題が議論されていたのであれば、高位の法である教育基本法が例示にも掲げられていたと思います。」（同7ページ）、「自らの議論の結果作成された基準を否定するような議論を、審査会のメンバーがしていたはずはありません。」（同9ページ）などというものである。これらは、上記のような客観的な証拠関係から離れた、いわば事務方の印象論にすぎないものであって、法令の有権解釈を行うものではないし、法令解釈や要件適合性判断の参考ともなり得ないものである（仮に、このような一官僚の印象論によって法解釈や要件適合性判断が左右されることが許容されるならば、法律による行政の原理や、法治国家であることを否定するに等しいというべきである。）。したがって、前川陳述書の内容は、およそ本件の争点についての的確な判断に資するものではない。

また、前川陳述書の上記以外の内容についても、やはり本件の争点とは無関係であることが明らかである。すなわち、前川陳述書では、一部の朝鮮高級学校を訪問した際の状況として、授業の内容が工夫されていたとか、口語表現の習得に努力していたなどとして「非常にしっかりしていった印象があります」、「立派に学校運営をされているという印象を持ちました。」、「努力している様子がよく分かりました。」などとされているところ（前川陳述書第5の1・5及び6ページ）、本件規程13条は、「法令に基づく学校の運営が適正に行われなければならない。」と規定しているのであり、かかる処分要件適合性の判断にあたり、前川氏が上記で述べるような「印象」や「努力」など全く関係がない。

さらに、前川陳述書では、本件規程13条の趣旨についても述べられているところ（前川陳述書第5の2・6及び7ページ）、教育関係法令である本件規程13条の趣旨は、教育法の根本法たる教育基本法の基本原

則や理念、授權法である支給法の文理、趣旨等から客観的に判断されるべきものであり、前川氏個人の意見などおよそ関係がない。

したがって、前川陳述書は、本件の争点とは全く関係がないことを述べるものにすぎないから、前川氏の証人尋問を行ったところで、裁判所が本件の争点について判断するに当たって、資するところは全くない。

ウ 以上のとおり、争点との関連性がないか、関連性が乏しい事項について前川氏の証人尋問を行うことは、客観的な事実関係に基づき認定判断されるべき本件の争点（处分要件適合性の有無、すなわち、九州朝鮮中高級学校が「法令に基づく学校の運営が適正にされなければならない。」という本件規程13条に適合するか否か及び本件省令改正〔ハ規定削除〕が支給法の委任の趣旨を逸脱するか否か）についての法的評価に資するとはいえない。

(2) 結論

以上のとおりであるから、被控訴人としては、前川氏が陳述書である述べる内容を弾劾するために同氏の反対尋問を行う必要を認めない。証人尋問は、専ら対立当事者が証人の供述を反対尋問により弾劾する機会を確保するために行われるものであるが、本件においては、対立当事者である被控訴人が、前川氏に対する反対尋問は不要としているのであるから、あえて前川氏の証人尋問を実施すべき理由は全くないというべきである。

したがって、前川氏の証人尋問は必要性がなく、同尋間に係る申出は、却下されるべきである。

なお、東京高等裁判所及び名古屋高等裁判所に係属していた同種訴訟においても、同事件の控訴人らは、本件の控訴人らと同様に、前川氏の証人申請をしたが、両事件の受訴裁判所は、いずれも当該証人申請を却下していることを付言する。

4 尹氏について

(1) 尹氏について証人尋問の必要性がないこと

ア 控訴人らは、尹氏の証人尋問における「証明すべき事実」として、「九州朝鮮高校が、無償化法第2条第1項第5号に定める『高等学校の課程に類する課程を置く』各種学校であること」、「九州朝鮮高校に対する『不当な支配』は存在せず、『法令に基づく適正な運営』が行われていること」を挙げている。

イ しかしながら、前記2(1)イ(ア)（3ページ以下）で述べたとおり、本件訴訟における実質的な争点は、本件不指定処分に係る文部科学大臣の判断が不合理といえるかどうかという、裁判所の法的評価の問題に集約されるところ、上記アに挙げた「証明すべき事実」は正に法的評価の問題であって、証人尋問によって明らかにすべき性質のものではない。

控訴人は、証拠申出書第2の3(2)イ(ウ)（10ページ）において、「九州朝鮮高校に対して『不当な支配』が及んでいるか否かについては、九州朝鮮高校の歴史的経緯を踏まえて判断する必要があり、この点について、証人は、九州朝鮮高校の歴史的経緯を熟知しているのみならず、現在の九州朝鮮高校の運営に最も携わっている者である。」としており、控訴人らは、証人尋問において、尹氏に朝鮮学校の設立の歴史的経緯、教育理念及び存在意義等の事情を述べさせようとするものと推測されるが、かかる事情等が上述した本件の争点についての法的評価に資するともいえない。

また、控訴人らは、尹氏が「各朝鮮高校だけに加重された審査会からの質問に対して、これに対する九州朝鮮高校の回答に関与しており、実際に文部科学省の担当者が九州朝鮮高校を訪れた際に直接面談した者である。」としているが、かかる面談の内容も、上述した本件の争点についての法的評価に資するものではない。

さらに、尹氏は「被控訴人が、当該処分が記された通知書を発送する前日に各朝鮮高校に対してFAXを送ったなどと主張しているところ、証人

は、当該FAXの受領についても経験している者である。」とするが、控訴答弁書第3の6（14ないし16ページ）で述べたとおり、FAXが九州朝鮮中高級学校に到達した厳密な時期を問わず、理由②が是認されるのであれば、控訴人らの請求には理由がないこととなるから、この点についても、尹氏の証人尋問の必要がないことは明らかである。

（2）結論

したがって、尹氏の証人尋問は、必要性がないから、同尋問に係る申出は、却下されるべきである。

以上

副本

平成31年(ネ)第307号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

検証申出書に対する意見書

令和元年11月20日

福岡高等裁判所第1民事部口係 御中

被控訴人指定代理人

九谷福弥 高橋秀樹 花田久美子 篠田智志 代三木仁史 代竹下力哉 代

被控訴人は、控訴入らの2019年9月25日付け検証申出書における検証の申出（以下「本件検証申出」といい、当該申出に係る検証を「本件検証」という。）について、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語等は、従前の例による。

第1 被控訴人の意見

本件検証申出は、必要性を欠き、却下されるべきである。

第2 理由

本件検証申出について、被控訴人の意見は、原審における平成28年3月3日付け検証申出書に対する意見書で述べたとおりであり、本件検証は、本件の争点との関係で必要性がなく、また、本件検証の立証事項等に照らしてみても、必要性が認められないことから、同検証に係る申出は、却下されるべきである。

なお、原審において、本件検証申出と同一内容の申出がされていたが、平成30年6月7日に、検証の代替立証（動画の上映）が実施されている。

以上

令和元年11月20日

送 信 書

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 金敏寛 殿 FAX (093)963-8752

被控訴人指定代理人 花田久美子 

TEL (092)721-4577

FAX (092)735-1589

福岡高等裁判所平成31年(ネ)第307号

九州朝高生就学支援金国家賠償請求控訴事件

控訴人 甲ほか67名

被控訴人 国

次回期日 令和元年12月20日 午後1時30分

送信文書内容

証拠申出書に対する意見書 1通(13枚)

検証申出書に対する意見書 1通(2枚)

上記のとおり、本書を含めず合計15枚を直送いたします。

本送信書受領後は直ちに、落丁や送信ミスの有無を確認し、下記受領書部分に記載のうえ、当代理人と福岡高等裁判所第1民事部の2か所に、そのままFAX送信してください。

(切り取らない)

受 領 書

福岡高等裁判所第1民事部 御中 FAX (092)781-9433被控訴人指定代理人 花田久美子 殿様 FAX (092)733-1195上記送信文書15枚を令和元年11月20日受領しました。

控訴人訴訟代理人 弁護士金敏寛


印 寶